神戸市肝炎ウイルス検査事業実施要綱

1. 趣旨

この要綱は、国が定める「特定感染症検査等事業実施要綱」にある肝炎ウイルス検査について必要な事項を定める。

2. 実施主体

神戸市

3. 対象者

この事業の対象者は、神戸市内の居住者で、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 神戸市民で、受診日に満20歳以上のもの
- (2) 過去に肝炎ウイルス検査を受けていないもの

4. 実施機関

市内の肝炎ウイルス検査指定医療機関(以下「医療機関」という。)

5. 検査内容

C型肝炎ウイルス検査(HCV抗体検査。必要な場合さらに、HCV核酸増幅検査)及び B型肝炎ウイルス検査(HBs抗原検査)

6. 検査費用

受診者の費用負担は無料とする。

7. 検査結果および指導方法

検査結果通知については、再度医療機関へ来院して結果を説明することを原則とする。 また、C型肝炎検査およびHBs抗原検査において、陽性と判定された者へは、専門医療機 関への受診勧奨を行う。

8. その他

この要綱に定めのない事項については健康局長が定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。